

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌



工事中の都市計画道路現川線

仮換地指定状況

(平成21年12月31日現在)

仮換地数 1,067画地

仮換地指定数 210画地

仮換地指定率 19.7%



No.34

平成22年1月25日

編集・発行

長崎市

東長崎土地区画整理事務所

長崎市矢上町19番5号

☎ 095-839-5381

旧年中は事業へのご協力を賜り誠にありがとうございました。

今後も皆様とともに平間・東地区のまちづくりを進めて参りますので、よろしく願いいたします。

東長崎土地区画整理事務所

所長 藤本 晃生

外職員一同

「もくじ」

- | | | |
|---|----------------|------|
| ① | 土地区画整理審議会の審議経過 | 2ページ |
| ② | 事業区域の見直しについて | 2ページ |
| ③ | 事務所からのお知らせ | 4ページ |

① 土地区画整理審議会の審議経過

平成21年には東長崎平間・東地区土地区画整理審議会を5回開催し、123画地の審議を行いました。

審議状況の位置図



回次	開催日	審議数
第30回	H21.2.17	11
第31回	H21.4.20	4
第32回	H21.7.31	66
第33回	H21.9.17	25
第34回	H21.10.20	17
合計		123

② 事業区域の見直しについて

昭和50年に都市計画決定した東長崎地区土地区画整理事業の施行区域約750haのうち、未だ約360haは事業化の目処が立っていない等、それぞれの地区において様々な問題を抱えている状況であります。そこで「矢上地区」の検証、「平間・東地区」及び「未施行地区」の土地区画整理事業のあり方を検討するため「東長崎地区土地区画整理事業検討委員会」を設置し、平成21年8月に委員会から検討結果の報告を受けました。このうち「平間・東地区」については次のような内容になっています。

事業の早期完成と収支バランスの健全化を図るため、事業計画の抜本の見直しを進めることが適当であると判断される。またこの場合の手法としては、区域の見直しが最善である。

この報告を受けて長崎市では、次のような方針で事業の見直しを行います。

平間・東地区土地区画整理事業見直しの基本方針

●事業費を極力抑える。

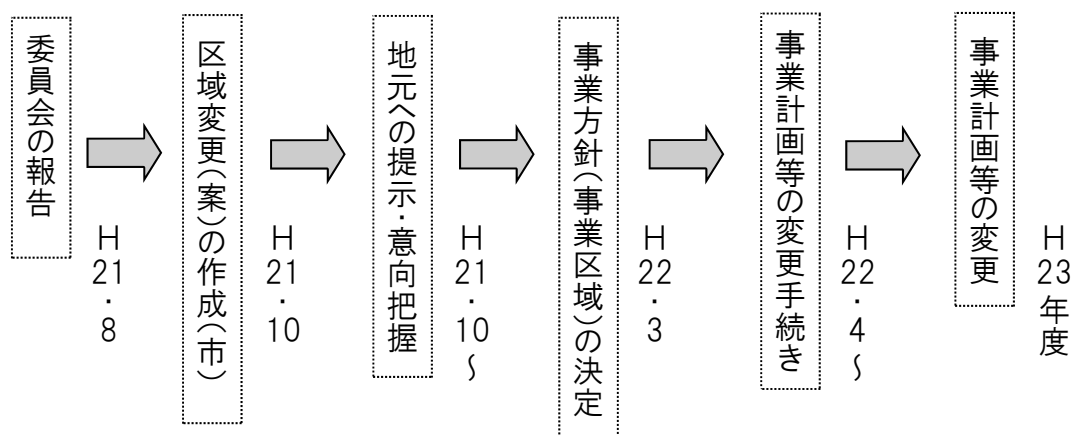
計画している総事業費は151億円ですが、保留地売却価格の下落や工事費などの増加により、最低でも約32億円の収支不足が見込まれる。従って工事費が高くなる地区については事業区域から除外する。

●早期完成(平成28年度目標)を図るため区域を小さくする。

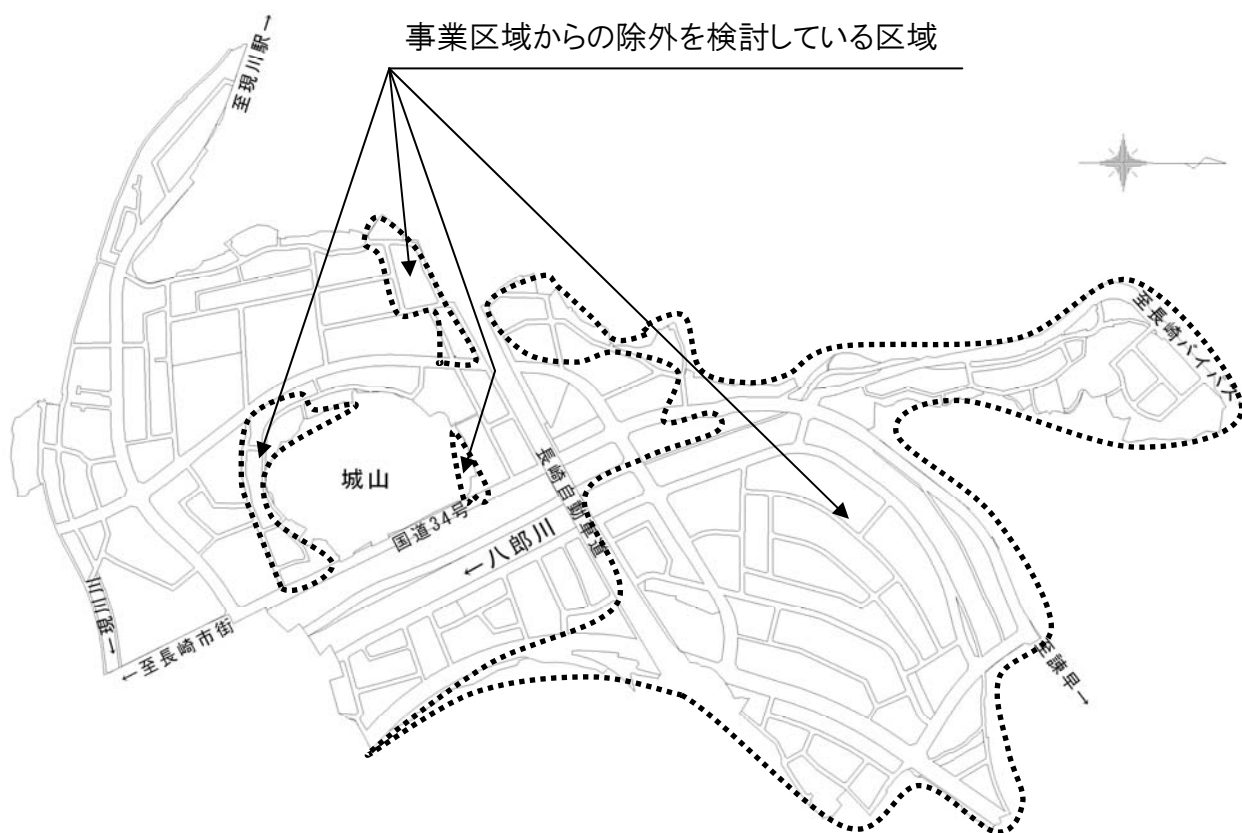
事業の長期化は権利者の方に大きな負担となることから、早期完成を図るため、工事着手している区域や仮換地等の指定がされている区域は継続して事業を行うが、工事未着手や仮換地等の指定がされていないところは事業区域から除外する。

この基本方針に基づき、長崎市では事業区域の変更(案)を作成し、平成21年10月から地元説明会を開催して皆様の意向を把握しているところです。

なお、平成22年3月末を目処に今後の事業方針の決定を行いたいと考えています。



平間・東地区土地区画整理事業の事業区域の変更(案)



※これは、概略図です。詳細については、お手数ですが事務所へお問い合わせ下さい。また、ご意見・ご要望がある方もお手数ですが事務所までご連絡ください。

1 土地区画整理事業の必要性

社会情勢の変化や都市の目指すべき方向性から、住宅用地供給を主目的とした公共団体施行の土地区画整理事業の必要性は、基本的になくなっていくものと判断される。

2 矢上地区の検証

- ①ハード面を中心とした都市整備では、良い評価
- ②ソフト面を中心とした進め方や対応、まちづくり構想の不足では、悪い評価
- ③事業の長期化は大きなマイナス要因。今後は、10年程度で完成できる規模・内容で行われるべきである。

3 未施行地区(土地区画整理事業に着手していない地区)

土地区画整理事業の都市計画区域を廃止するとともに、都市計画道路の見直しを行い、必要最小限の幹線道路整備を進めることが適当であると判断される。

4 平間・東地区

事業の早期完成と収支バランスの健全化を図るため、事業計画の抜本の見直しを進めることが適当であると判断される。またこの場合の手法としては、区域の見直しが最善である。

5 東長崎地区のまちづくり

人口の多くは団地に住んでいるので、団地が生き残り、また矢上地区が東長崎の地域中心核となるよう、公共交通機関のネットワークや病院機能の充実を総合計画等の政策に位置づけ、まちづくりを進めてほしい。

未施行地区の都市計画区域の廃止についても、対象となる地元への説明を行っています。なお、平間・東地区の事業見直しによって区域から除外された場合には、土地区画整理事業の都市計画区域も廃止することになります。

③ 事務所からのお知らせ

●事務所の仮移転について

東部地区公共施設建設のため、事務所は平成22年2月1日に長崎中央卸売市場管理棟1階(田中町279番地4)に仮移転します(電話番号の変更はありません)。なお、仮移転期間は平成24年1月迄です。ご迷惑をおかけしますがよろしく申し上げます。

●ホームページの開設について

東長崎地区土地区画整理事業についてホームページを開設しました。事業の概要やこれまでの「まちづくり・かわら版」等をご覧ください。

アドレス <http://www1.nagasaki.nagasaki.jp/higashikukaku/>

東長崎土地区画整理事務所

〒851-0133 長崎市矢上町19番5号 (H22.2.1より〒851-0134長崎市田中町279番地4)

☎ 095(839)5381 📠 095(837)1046

✉ higaku@city.nagasaki.lg.jp 🌐 <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/higashikukaku/>